

Q 国保税の納付回数と分割納付は

A これまでと同様にする

Q 地方版総合戦略の策定への住民参画は

A まちづくり懇談会などで意見集約していく

町長 新十津川町公営住宅等長寿命化計画は、平成25年度から34年度までを計画期間として、公営住宅の整備、管理、修繕等における長寿命化に関する基本方針として平成24年度に策定した。

現在、この計画の変更は考えていない。ただし、計画の中間年にあたる平成29年度に平成30年度以降の事業について、社会情勢の変化や事業進捗状況等を考慮しつつ、内容を見直すこととしている。

再質問 平屋の公営住宅には、高齢者の入居が多い団地があり、冬期間の屋根の雪下ろしが負担となっている世帯も少なくない。

自然落下が可能となるよう屋根塗装回数を増やしてはどうか。

町長 現在も改修工事を行っているところがあり、町の計画に沿って進める。

国保税の納付回数と分納について

質問 現在の納付回数は年8回だが「もっと納付しやすい

回数にしてほしい」との声が多く寄せられている。

町民に分納制度についてお知らせすべきと考えるが町長の考えを伺う。

町長 国保税の額は、算定基礎である総所得金額が年度初めに確定しておらず、確定を待ってから賦課決定せざるを得ないという特殊性があることから、納期は7月から翌年2月までとし、8カ月に分けて、納付いただいている。

また、国保税、固定資産税、軽自動車税、町道民税等もあり片寄らないように納付の月を決めている。年金受給者も、2カ月に1回の年金の受給にあわせて工夫して納付をお願いしたい。

中空知管内では、本町を含め6市町が8期としており、納期内に「自主納付」することとは納税意識だけではなく、社会を支える一員としての意識向上につながるもので、多くの方に納期を守っていただくよう努めている。

一方で、災害や事故、突然の離職などの急激な変化によって納期内の納付が困難になった方には納税相談に応じ

て、分割納付を認めるケースがある。ただし、安易に分割納付を認めることは様々な事情の中で納期を守っている方との間に不公平感を生むので、単に「分納制度」を周知するのではなく、特別な事情による納税相談が前提である。

納税相談については、毎年4月の広報と、各納税通知書の裏面に随時受け付けている旨を掲載しており、今後ともこれまでと同様に周知していきたい。

町政執行方針について



小玉 博 崇 議員

質問 地方版総合戦略は町の将来に向けた重要な計画であるため、策定に向け町民が参画できる協議会を組織してはどうか。

町長 新たな協議会の検討はしたが、住民の代表組織として総合行政審議会での審議を考えているため、新たな組織の設置は考えていない。

策定に向け、多くの町民のご意見を集約するため、全11行政区を対象としたまちづくり懇談会や各種団体との意見交換を中心に進め、素案についてはパブリックコメントの募集も実施する予定である。

そのほか、先の総務民生常任委員会での意見を参考に、子育て中の方や小中学生、シニアリーダー会、農業高校の生徒なども対象に、幅広い方々から意見を伺う。

再質問 執行方針において、町の魅力や価値を掘り起こすため、外国人留学生の視点で調査を行うとしているが、なぜ外国人留学生なのか。今住んでいる町民のアイディアや意見をどのように取り入れるのか。

また、今後はまちづくりのリーダー育成やコーディネーター機能の構築が必要ではないか。

町長 北海道の成長戦略の柱に「外国から訪れる観光」が